

機能強化加算に関する掲示

当院は「かかりつけ医」として次のような取組みを行っています。

- 健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます。
 - 必要に応じ、専門の医師・医療機関をご紹介します。
 - 介護・保険・福祉サービスの利用に関するご相談に応じます。
 - 夜間・休日の問い合わせへの対応を行っています。
 - 他の医療機関の受診状況及び処方されているお薬を把握し、必要なお薬の管理を行います。
- ※ 長崎県のホームページにある「ながさき医療機関情報システム」（医療機関検索サービス）を利用して、かかりつけ医機能を有する地域の医療機関を検索できます。

個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の発行について

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

電子的診療情報連携体制整備加算に関する掲示

当院では、電子的診療情報連携体制整備加算について下記のとおり対応を行っています。

1. オンライン請求を行っています。
2. オンライン資格確認を行う体制を有しています。
3. オンライン資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室で閲覧又は活用できる体制を有しています。
4. 算定した診療報酬の区分・項目の名称およびその点数または金額を記載した詳細な明細書を無料で交付しています。
5. マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声掛けやポスター掲示を行っています。
6. 医療DX推進の体制に関する事項および質の高い医療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、当院の見やすい場所およびホームページに掲載しています。正確な情報取得・活用をするため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解、ご協力をお願いします。

一般名処方加算に関する掲示

後発医薬品があるお薬については、患者さんへ説明の上、商品名ではなく一般名処方（有効成分の名称で処方すること）を行う場合があります。これにより、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

「一般名処方」とは・・・お薬の商品名ではなく、有効成分を処方せんに記載することです。

後発医薬品（ジェネリック医薬品）について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。当院では、医薬品の供給不足等が発生した場合に、治療計画等の見直し等、適切な対応ができる体制を整備しております。

なお、状況によっては、患者さんへ投与する薬剤が変更する可能性があります。変更にあたって、ご不明な点やご心配なことなどがありましたら当院職員までご相談ください。ご理解ご協力のほど宜しくお願いいたします。

長期収載品の処方等又は調剤に関する事項

後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別な料金をお支払いいただきます。特別な料金は、令和8年6月から、先発医薬品と後発医薬品の価格差の2分の1相当です。この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

- 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の2分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別な料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

地域支援・医薬品供給対応体制に関する取り組み

当院では、患者さんに必要な医薬品を安定的に提供し、地域医療に貢献するため、以下の取り組みを行っています。

■ 1. 後発医薬品の使用促進

医薬品の品質・有効性・安全性を確認したうえで、後発医薬品の積極的な使用を推進しています。医療の質を維持しつつ、医療費の適正化にも寄与することを目指しています。

■ 2. 医薬品供給不足への対応体制

医薬品の供給不足が発生した場合には、

- ・代替薬の確保、および医師による処方内容等の検討
- ・地域の医療機関や保険薬局との連携

など、迅速かつ適切な対応が行える体制を整備しています。

※供給不足等により、使用する薬が変更となる可能性があります。

その際は、医師・薬剤師が説明をおこないます

■ 3. 地域における医薬品供給体制の強化

地域の医療機関や保険薬局と情報共有を行い、医薬品の安定供給に向けた協力体制を構築しています。必要に応じて、医薬品の品目情報や供給状況に関する連携を行い、地域全体での医薬品確保に努めています。

■ 4. 流通改善ガイドラインに基づく取り組み

医薬品の安定供給に向け、

- ・単品単価交渉の実施
- ・過度な頻回配送や急配依頼の抑制
- ・不適切な返品抑制

など、流通改善ガイドラインに沿った運用を行っています。

当院は、これらの取り組みを通じて、地域における医薬品の安定供給と安全な医療提供に努めています。